

目黒区

ペット防災の手引き

災害時における地域避難所のペット受入れガイドライン



地震や水害等の災害が発生し、家屋の倒壊や焼失、浸水などにより自宅などで生活できなくなった場合に、目黒区の地域避難所では、ペットを連れて避難する「同行避難」を受け入れることにしています。大勢の避難者が過ごす避難所で、すべての被災者の方がともに災害を乗り越えられるよう、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

も
く
じ

〈資料1〉 用語の説明	2
すべての方へ 災害とペット	3
飼い主が行う事項 飼い主が行う日頃の備えと避難	5
避難所運営担当者 と 飼い主が協力して行う事項 地域避難所の被災動物の 受入準備から登録・収容まで	7
飼い主が協力して行う事項 ペット飼育場所の管理と運営	12
〈資料2〉 様式見本(様式1)	14
〈参考1〉 地域避難所関係図	15
〈参考2〉 関係団体等の支援・協力	15
〈資料3〉 地域避難所におけるペット飼育ルール(例)	16



用語の説明

① 受入れ対象の動物

<地域避難所で受入れが可能な動物>犬、猫、ウサギ、小鳥、ハムスター等の小動物

<地域避難所で受け入れることができない動物>トラ・タカ・ワニ・オオトカゲ・ニシキヘビ等の人に危害を与えるおそれのある動物（特定動物*）、大型の動物、特別な管理が必要な動物等は受け入れることができません。これらの動物は日ごろから災害時における飼育方法を考えておくことや受入先を探しておく必要があります。 *「特定動物」は、飼育の許可が必要で、飼い主が守らなければならない施設構造や管理方法等の基準が定められています。

② 地域避難所

家屋の倒壊や火災による延焼のため、自宅等に滞在が困難な場合に利用する避難所です。区立小学校・中学校、都立高校等計38か所が定められています。

地域避難所は、災害発生直後に地域住民の方々を中心とした避難所運営協議会が開設と運営を行い、その後は、避難者を主体とする避難所運営本部が運営します。

※避難所運営協議会が設立されていない地域では、区の参集指定職員、学校職員及び避難者が協力して、地域避難所の開設と初期の運営に当たります。

③ 避難所運営協議会・避難所運営本部

避難所運営協議会は、住区住民会議、町会・自治会、学校職員、PTA、区職員などによる、地域住民を中心とした組織です。平時は地域避難所の開設準備やルールづくり、避難所運営訓練等を行います。災害発生時には、地域避難所の開設及び初期の運営管理を行います。

避難所運営本部は、避難者を主体とした組織で、避難所運営協議会から避難所の運営を引き継ぎます。

④ ペット飼育場所

地域避難所に同行避難したペット等を飼育するために設置した場所。ペット保護所又は東京都動物愛護相談センターの受入施設開設前に、一時的に保護した飼い主不明の放浪動物及び傷病動物にも使用します。

地域避難所では、人の居住場所とペット等の飼育場所を分離し、ペット等は限定した区画内において、原則ケージ又はキャリーバッグに入れるかつなぎ留めて飼育します。

⑤ 地域避難所飼育班

避難所運営協議会（又は避難所運営本部）の下部組織として、ペットを連れて避難した飼い主が共同で、ペット飼育場所の管理及び運営を行う組織です。飼育班の代表として「動物飼育責任者」を選出し区の災対動物対策担当との連絡調整を行います。

⑥ 災対動物対策担当

区の災害対策本部設置後に、放浪動物の保護、傷病動物の救護及びペット飼育場所における物品の調達等を行います。

⑦ ペット保護所

災対動物対策担当が設置する傷病動物の治療及び保護を行う施設です。また、放浪動物の保護施設を兼ねます。飼い主が判明しない動物は、最終的に東京都動物愛護相談センターへ引き渡します。

災害とペット

※本ガイドラインでペットとは、犬、猫、ウサギ、小鳥、ハムスター等の小動物を指します。

1 ペットの「同行避難」とは？

災害が発生した場合には、人間だけでなく、飼育されているペットも被災します。

災害時に、飼い主とペットと一緒に避難することを「**同行避難**」と呼びます。

区では、**避難が必要となったときに、飼い主がペットを連れて避難できるように**、地域防災計画で、開設した地域避難所内に、施設等の状況に応じてペットの飼育場所を確保することを決めています。

避難所において動物の適切な保護管理が行われることが、円滑な避難所運営につながります。



避難所では・・・

- 人の居住場所と動物の飼育場所は分けます。
※「**同行避難**」とは、飼い主とペットが同じ部屋で過ごすことや同居することを指すものではありません。
- 避難所での動物の世話は、飼い主が協力して行います。



2 同行避難の必要性と災害時のペット対策

東日本大震災など過去の災害では、飼い主と離れ離れになったペットが放浪動物になってしまった例が多数発生しました。

このことは、ペットの負傷や衰弱・死亡を招くばかりでなく、野生化した動物による人への危害発生や、不妊・去勢処置がされていない犬や猫が繁殖し、環境が悪化することにもつながります。

同行避難は飼い主である被災者の心のケアや動物愛護の観点から重要であるばかりでなく、人への危害防止、生活環境保全の面からも必要な措置です。



避難所では、ペットが苦手な人やペットアレルギーの人など様々な人が生活します。ペットの受入れには、**周囲への配慮**が欠かせません。

災害という非常時において、すべての被災した方々が共に災害を乗り越えられるように、避難所にかかわる方々には、ペット受入れについてご理解をいただき、避難所運営が円滑に進むよう、ご協力をお願いいたします。

3 ペットとの同行避難の基本的考え方

(1) 災害発生時、次のような場合

- 区の災害対策本部や消防、警察などの指示があったとき
- 家屋が倒壊するおそれがあるとき
- 隣近所で火災が発生し、延焼の危険があるとき
- 危険物の爆発や流出などのおそれがあるとき



ペットを連れて避難所等に避難します（同行避難）

(2) (1)のような差し迫った危険がなく、**ペットの安全と逃げ出さない措置が確保**でき、飼い主が定期的な世話に通うことができる場合

※塀等で囲まれた敷地内であっても、放し飼いのままの避難はしないでください。



ペットは自宅で待機させましょう

避難所生活は、ペットにもストレス。家においてくるのも大切な選択肢



4 地域避難所でのペットの生活と飼い主の役割

- (1) 地域避難所では、**人とペットは場所を分けて生活**します。
ペットの飼育スペースは、避難所運営協議会又は施設管理者（学校長等）が決めます。
- (2) 避難してきた**被災動物の受入れと避難所における飼育**は、避難所運営協議会等があらかじめ決めておいたルールに従い、**原則として飼い主が行います**。
※「地域避難所におけるペット飼育ルール（例）」(P16)



ペット同行避難訓練の様子

**避難所運営訓練で、
ペット同行避難訓練を行いましょう！**

ペット同行避難訓練で、受付訓練、飼育場所の確認と設営、犬のケージ体験などを行っていきましょう。実際に飼育場所を設営し、犬が飼い主と離れて過ごす様子を見ておくことで、避難に向けてどのような準備が必要か確認できます。

飼い主が行う日頃の備えと避難

1 防災用品の準備

ペットの命や健康に関わるものを優先に、緊急時に**すぐ持ち出せる場所に保管**しておきます。

- ケージ、キャリーバッグ（避難所で動物はケージ等の中で生活します）
- ペットフードと水（5日以上）
- 常備薬、療法食
- 食器、トイレ用品（トイレ用シート、猫砂、新聞紙等）、ブラシ、タオル等
- 首輪、リード、ハーネス（移動、散歩、避難所生活用）
- ガムテープ（避難時にキャリーバッグの入口が開かないよう、固定します）
- ペットの写真（飼い主と一緒に写っているもの）
- 健康記録（ワクチンの接種状況、既往症、健康状態、かかりつけの動物病院の情報等）

※写真や健康記録は、防災用品と一緒に保管しておきましょう。



避難時に持って行くものと後で取り返るものを決めておきましょう

災害時はまずは自助、

次にお互い同士の助け合い！

必要な物品を事前に準備していても、被害状況によっては用意したものを持ち出すことができない場合があります。その時は、飼い主同士の助け合いや使えるものを工夫して、その場をしのぐことも必要です。

2 しつけと健康管理

地域避難所では、ペットも共同生活を強いられます。日頃から**しつけと健康管理**に努めましょう。

(1) しつけ

- ・ **ケージやキャリーバッグを嫌がらないよう、慣れさせておく。**
- ・ 決められた場所でトイレができるようにしておく。
- ・ 飼い主以外の人間や他の動物を怖がらない、攻撃的にならないようにしつける。
- ・ ペットの身体のどこでも触れるようにしておく。
- ・ (犬の場合) 「待て」、「伏せ」等**基本的な命令に従う**ようしつける。
- ・ (犬の場合) **無駄吠えをしない**ようしつける。

(2) 健康管理

- ・ (犬の場合) 毎年度の**狂犬病予防接種は必ず受けておく。**
- ・ 各種ワクチン接種やノミ・ダニの駆除
- ・ 服薬の状況等を随時記録
- ・ 繁殖を希望しない場合は、不妊・去勢手術
- ・ 定期的なトリミング・シャンプー・ブラッシング等で**清潔さを保つ。**

携帯電話や

スマートフォンを活用しよう！

ペットの写真や健康記録（病気の履歴、服用中の薬の記録）を作成し、写真やメモ帳機能を使って保存しておきましょう。

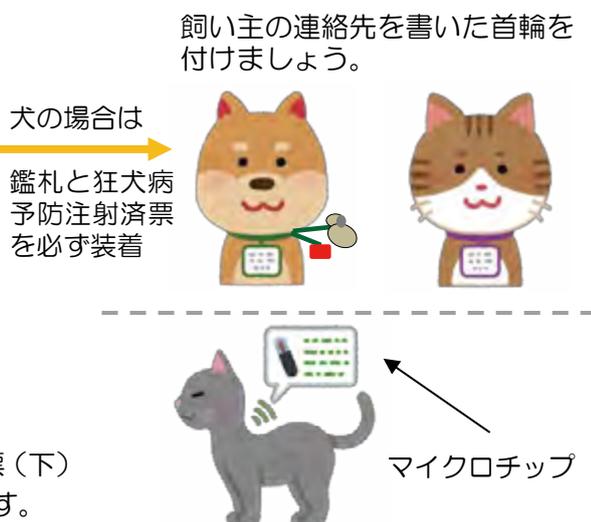
犬の場合は、鑑札や狂犬病予防注射済票も写真に収めておくとう便利です。

3 身元表示

- 飼い主の連絡先を書いた迷子札や、マイクロチップ*を装着させる等、離れ離れになっても、ペットが飼い主の元へ戻れるようにしておきましょう。
- (犬の場合) 鑑札 (犬の登録を証するもの) と今年度の狂犬病予防注射済票を首輪に装着してください。紛失した場合は、再交付を受けておいてください。



目黒区の鑑札 (上) と狂犬病予防注射済票 (下)
※注射済票の色は年度によって変わります。



*マイクロチップ

直径 2mm、長さ 8~12mm の円筒形の電子標識器具で、ペットの体内に埋め込みます。一度装着すると脱落することはありません。動物病院で簡単に装着できます。

4 ペットと一緒に避難するときは

- 犬の場合は、鑑札と狂犬病予防注射済票などの装着を確認します。
- 猫にも首輪に名前などをつけ、身元が分かるようにします。
- 犬や猫などはケージやキャリーバッグに入れるか、首輪・リードやハーネスをつけ、持ち出し用の避難用品を持って避難します。



いざというときの

「預け先」を決めておこう

避難生活はペットにとっても大きなストレスです。親せきや友人宅など、ペットが安心して過ごすことができる預け先を見つけておきましょう。そのためにも、日ごろからペットを交えた良好な人間関係づくりが大切です。

地域避難所の被災動物の受入準備から登録・収容まで

- ・避難所運営にあたる皆さんは、ペットを連れた避難者も避難所に来ることを基本に事前準備を進めていただくようお願いします。
- ・ペットの受入に必要な資材の準備のほかに、「地域避難所におけるペット飼育ルール」等、受入にあたってのルールを事前に取り決めておくことも重要です。
- ・これらを整えておくことで、避難所運営におけるさまざまなトラブルを避けることができます。

1 平常時に行う準備

(1) 飼育場所の決定と資材の準備

① 飼育場所を決める

平常時に、避難所運営協議会等が避難所敷地内に**ペットの飼育場所を決定**しておきます。

⇒学校が作成した避難所配置図を元に検討します。
避難者とペットの住み分けや動線が交わらないようにします。

② 資材を準備する

飼育場所をどう設営するのかを決め、**必要な資材を準備**します。

⇒(例) テント、すのこ、ブルーシート、ロープ等
※必要な資材は設置方法・設営場所により異なります。
⇒「**ペット受入れセット**」(ペット受入れ手順や用紙類を入れたファイル)を区で地域避難所防災倉庫に用意します。

★区で配備する「**ペット受入れセット**」は標準版です。各避難所の取り決めに従った内容に変更する必要があります。

③ ペットの飼育ルールを決める

「<資料2>地域避難所における**ペット飼育ルール** (例)」(P16)を参考に、各避難所のルールを決めます。



飼育場所設営のためのヒント！

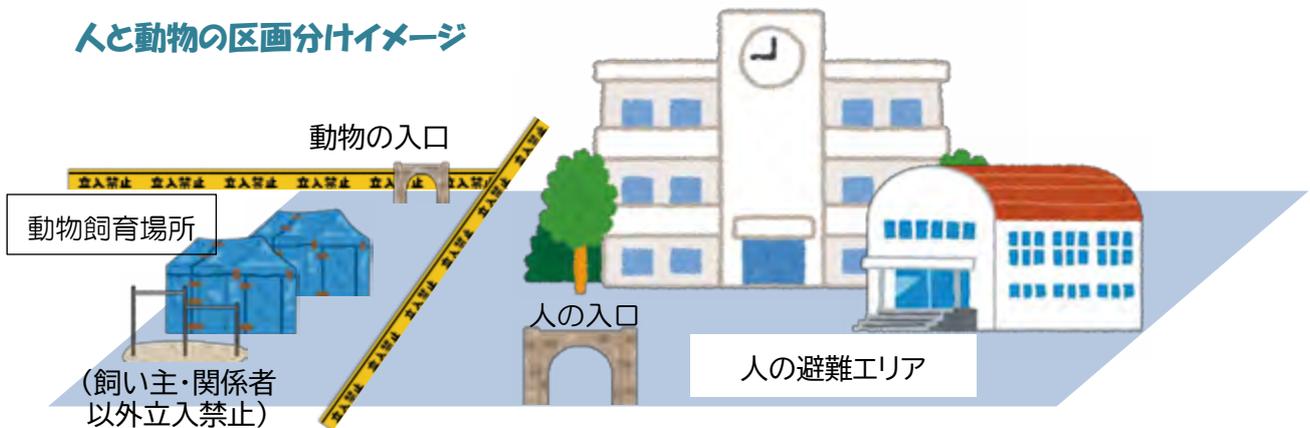
飼育場所をどこに・どう設けるのか、事前に決めておきましょう。

- 町会・自治会や住区住民会議、学校が所有しているテントやタープ等を使う。
- サッカーゴールや渡り廊下などをブルーシートで被い、風雨を防げるようにし、飼育スペースにする。
- 台風等水害の場合も考慮し、できるだけ建物内に飼育場所を確保することが好ましい。難しい場合は、屋外を中心しつつ、屋内にも活用できるスペースを探しておく。

ポイント

- * 身近にあるものを活用
- * 被災状況に応じて、臨機応変・柔軟な対応
- * 動物の鳴き声やニオイ、人と動物の動線が交わることがないように配慮

人と動物の区画分けイメージ



(2) 書類等の準備

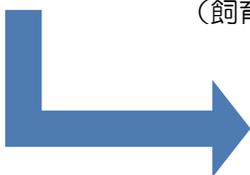
次の書類（用紙）を防災倉庫等に用意します。

- ① 各避難所運営協議会等が作成した「地域避難所におけるペット飼育ルール」
- ② 受付などで使用する各種様式類（7種類）*
 - ＜様式1＞ペット所有者登録カード（p14）
 - ＜様式2＞飼い主不明の放浪動物・傷病動物登録カード
 - ＜様式3＞ペット引取届
 - ＜様式4＞消耗品管理台帳
 - ＜様式5＞物品管理台帳
 - ＜様式6＞収容動物報告票
 - ＜様式7＞動物飼育に関する連絡票
- ③ 各種表示（掲示用実物の主なもの）

* 様式1以外は本手引きでの添付を省略しています。

避難所開設の手順を書いたカードと上記①～③の書類の実物を、地域避難所防災倉庫内の「ペット受入れセット」※の中に用意してあります。

※「ペット受入れセット」は、区で用意したものを、各避難所の独自の内容（飼育場所の設置場所や設営方法、飼育ルール等）に変更してください。



協議会等のペット受入担当の方は、動物を連れた避難者が来たら、「ペット受入れセット」を渡して、協力して飼育場所の設営と避難者の受入れを始めます。

2 災害が発生して、避難所が開設されたら

○ 防災倉庫から取り出した「ペット受入れセット」の手順にそって準備を進めます。

設営や受付は、避難所の運営担当者と飼い主が協力して行います

(1) 飼育場所の設営

① 飼育場所の区画

- ・人間の居住場所と動物の飼育場所を分離するため、飼育場所をロープや荷造り用のひも等で囲みます（例：建物の柱やパイプ椅子などを活用しましょう）。
- ・「ペット飼育場所」の表示を付け、飼育場所を明示します。
- ・飼い主や運営関係者以外は **立入禁止** にします。

② 飼育場所の組み立て

- ・基本的には、事前に決めておいた場所に、決めておいた内容で組み立てます。
- ・災害によって被災状況は異なります。事前の取り決めに関わらず、被害状況に応じて、臨機応変に対応します。台風等の風雨災害の場合は、屋内に使える場所を探しましょう。

③ 飼育スペースの区分

- ・動物は、飼育場所の区域内で、同一種類ごと(犬と猫など)に分けて、ケージ又はつなぎ留めて飼育します。



※動物同士が **接触したり、エサを奪い合うことがないよう** 配慮します。

※ケージやキャリーバッグ、ペットフード等動物の飼育に必要な物資は、基本的に **飼い主が用意** します。

※被災による破損などで飼い主がケージ等を用意できなかった場合は、段ボールなど身近にあるものを活用しましょう。また、ペットフード等の消耗品は飼い主同士で分け合うなど相互で協力しましょう。

④ トイレの場所をつくる

- ・場所を区画し、「**ペットトイレ**」の表示をします。
- ・段ボールやゴミ袋などで、ペットのフンやトイレシートを捨てる場所を作ります。
⇒ フンや使用済みのペットシートは避難所の衛生ごみとして排出します。
回収されるまでの間は、ニオイや衛生面に配慮しながら場所を定めて保管します。

(2) 書類の準備

「ペット受入れセット」から登録カード〈様式1〉、〈様式2〉の用紙を出し、受付用の机等に準備します。

3 ペットの受入れ

避難者がペットを連れて避難してきたら、次の手順に沿って、受入れをします。

(1) 受付

- ①飼い主に、「ペット所有者登録カード」〈様式1〉(P14)、ケージ用名札、動物用名札を書いてもらい、名札類は取りつけるよう依頼します。
- ②各避難所の「**地域避難所におけるペット飼育ルール**」を渡して了解を得ます。
※飼育ルールへの了解が得られない場合は、避難所へのペットの持込みはできません。

★補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)の取扱いについて

補助犬は、原則飼い主と一緒に生活します。避難所内に一緒に過ごすことのできる場所を確保するよう配慮してください。

(2) ペット飼育場所への収容

原則として、ペットはケージ又はキャリーバッグに入れて、同一種類(犬・猫等)毎に、ペット飼育場所に収容します。

ケージやキャリーバッグがない場合

- ・段ボールなど、ケージの代わりにするものを探しましょう。
- ・大型犬は、リードで鉄棒や塀などにつなぎます。人が近寄らないようにすることや、他の犬と交わらないように、リードを短くしてつなぐなどの配慮が必要です。自宅にケージがあり取りに戻ることができたら、ケージを使ってください。

4 飼い主不明の放浪動物・傷病動物の登録と一時保護

- ・飼い主がわからない動物(放浪動物・傷病動物)が避難所に連れて来られたときは、「飼い主不明の放浪動物・傷病動物登録カード」〈様式2〉で受付を行い、**地域避難所で一時保護**してください。
- ・保護された動物は、**区のペット保護所の準備ができ次第、区が引き取り**に行きます。
- ・区が引取りに行くまでの間は、他のペットの飼い主やボランティアが協力して飼育をお願いいたします。

※保護にあたっては、事前に区が各避難所に配付したケージやリード等を使用してください。

行方不明動物を探している 飼い主が来たときは

災対動物対策担当が保護動物一覧表を作成し、各避難所に無線FAX等で送ります。情報掲示板等に掲示をお願いします。

保護している動物を見て確認したい、とのお申し出があったら、見てもらってください。

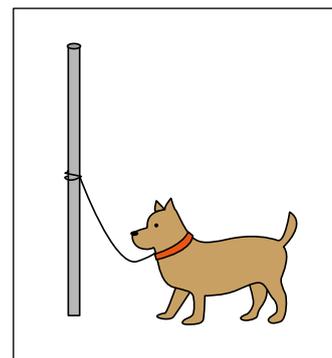
※引取りについては、P11「6」をご参照ください。



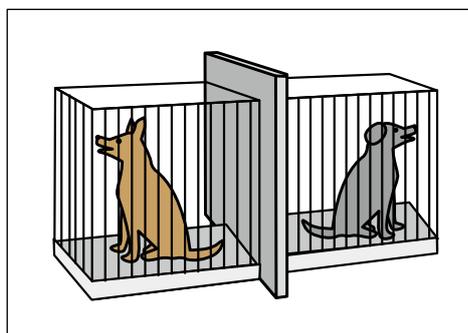
5 ペットの収容方法

- ペットは**ケージ**や**キャリーバッグ**に入れるか、**つなぎ留め**て飼育します。
- 動物同士が鳴き合ったりしないよう、毛布やタオル、段ボールなどを使って、**仕切り**や**目かくし**をすると、ペットが落ち着くなどの効果があり、**ストレスの軽減**にもつながります。
- 動物の飼育場所に飼い主以外の方がむやみに立ち入らないよう、「**立入禁止**」の表示をしましょう。子どもにも伝わるように、表示の書き方や掲示位置に工夫が必要です。

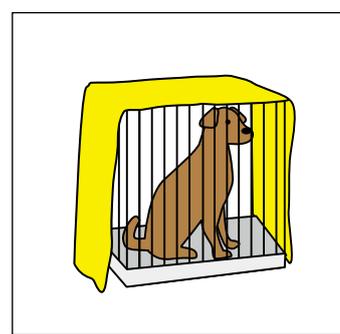
<つなぎ留める>



<仕切りを設ける>



<タオルで目かくしをする>



6 ペットを引き渡す際の手続き

飼い主がペットを連れて避難所を退所するとき

次の手順で引き渡しをしてください。

- ① 「ペット引取届」<様式3>を記入してもらう。
- ② 記載事項（飼い主の住所、氏名、動物名等）が受付で保管中の「ペット所有者登録カード」と同じか確認する。
- ③ 記載した方の住所・氏名を運転免許証、健康保険証等の公的証明書で確認する。
（※公的証明書がない場合は住所・氏名を確認できるものでも可）
- ④ 確認できたら、引取届を「ペット所有者登録カード」に貼る。
- ⑤ 届のペットと連れ出すペットが同じかケージの名札やペットの装着名札で確認する。

★ 記載内容が登録カードと異なる場合は引渡しできません。



飼い主不明の動物に飼い主が現れたときは

保護している飼い主不明動物の飼い主が引き取りに来た場合は、区の災対動物対策担当が飼い主確認を行ってから引渡しします。区災対動物対策担当に至急連絡（無線FAX等）し、お申し出いただいた方には、その旨を説明してください。

ペット飼育場所の管理と運営

1 地域避難所飼育班の立上げと責任者の選定

(1) ペット飼育班

ペットを同行して避難した飼い主は、「地域避難所におけるペット飼育ルール」に基づき、協力して動物の飼育及び施設の管理を行うよう、飼い主で組織する**飼育班を立ち上げ**ます。

(2) 動物飼育責任者の選定

- ・飼育班の中から**動物飼育責任者**を決めます。
動物飼育責任者は、**共同作業の進行管理、連絡調整等**を行います。
- ・「地域避難所におけるペット飼育ルール」に基づき、動物飼育責任者が中心となり、**飼い主等が共同でペット等の受入れ及び飼育に関わる作業**を行います。



2 ペット飼育場所の管理・運営

動物飼育班は、「地域避難所におけるペット飼育ルール」に沿って、次の作業を行います。

(1) 受入れ・引渡し

- ・「ペット所有者登録カード」〈様式1〉(P14)等の**帳票類の受付・保管**(付随する処理含む)
- ・ペット飼育場所を退所する時の**飼い主確認・引渡し** など

(2) 飼育

- ・**給餌及び後片付け**(飼い主不明の動物の飼育も含まれます)
- ・飼育場所区域内の定期的な**清掃、消毒、安全確認**等
- ・健康状態の確認及び**異常がある場合**や死亡した時の**報告**
- ・運営に必要な**物品の管理**
- ・その他、ペットの飼育に必要な事項

(3) 飼い主不明の動物等への対応

- ・動物に傷病がある場合は、**災対動物対策担当**に連絡(災対動物対策担当が獣医師に連絡)
- ・ペット保護所が開設後、**災対動物対策担当**への引き渡し

3 災対動物対策担当等への報告・連絡

(1) 定期的な報告

定期的に災対動物対策担当に対して、ペット飼育場所の状況を報告します。

＜報告事項＞

「収容動物報告票」＜様式6＞（下段参照）で、各日午後3時現在の収容数等を報告します。

(2) 随時連絡

必要に応じて、物品配給の要請や事故の連絡等を行います。

＜連絡事項＞

「飼育動物に関する連絡票」＜様式7＞で、区の災対動物対策担当へ消耗品やケージ等の必要物品等の連絡等を行います。

★犬が人をかんだら(こう傷事故)

犬が人をかんだら、**飼い主は①24時間以内に保健所へ届け出る ②48時間以内に犬に獣医の診察を受けさせる**必要があることを、飼い主に伝えてください。

犬にかまれた人は、すぐに傷口をきれいに洗い流して、医療機関で診てもらいましょう。



＜様式6＞ 収容動物報告票（一部）

収容動物報告票		FAX送付先：目黒区 災対健康推進部動物対策班 行 無線FAX番号 405			
避難所名 _____					
動物飼育責任者 _____（記入者：_____）					
日付： 年 月 日 基準時間： 午後3時現在					
1 避難動物数 ※その他には（ ）内に具体的な種類を記載（例：ウサギ、ハムスター、小鳥等）					
種類 区分	犬	猫	その他 ()	その他 ()	その他 ()
同行避難					
(うち補助犬 ＜飼い主と同居＞)					
2 (飼い主不明の) 放浪動物・傷病動物の数					
種類 登録区分	犬	猫	その他 ()	その他 ()	その他 ()
放浪動物					
傷病動物					
合計					

< 資料 2 >

< 様式 1 >

< 様式見本 >

実物は防災倉庫にあります。

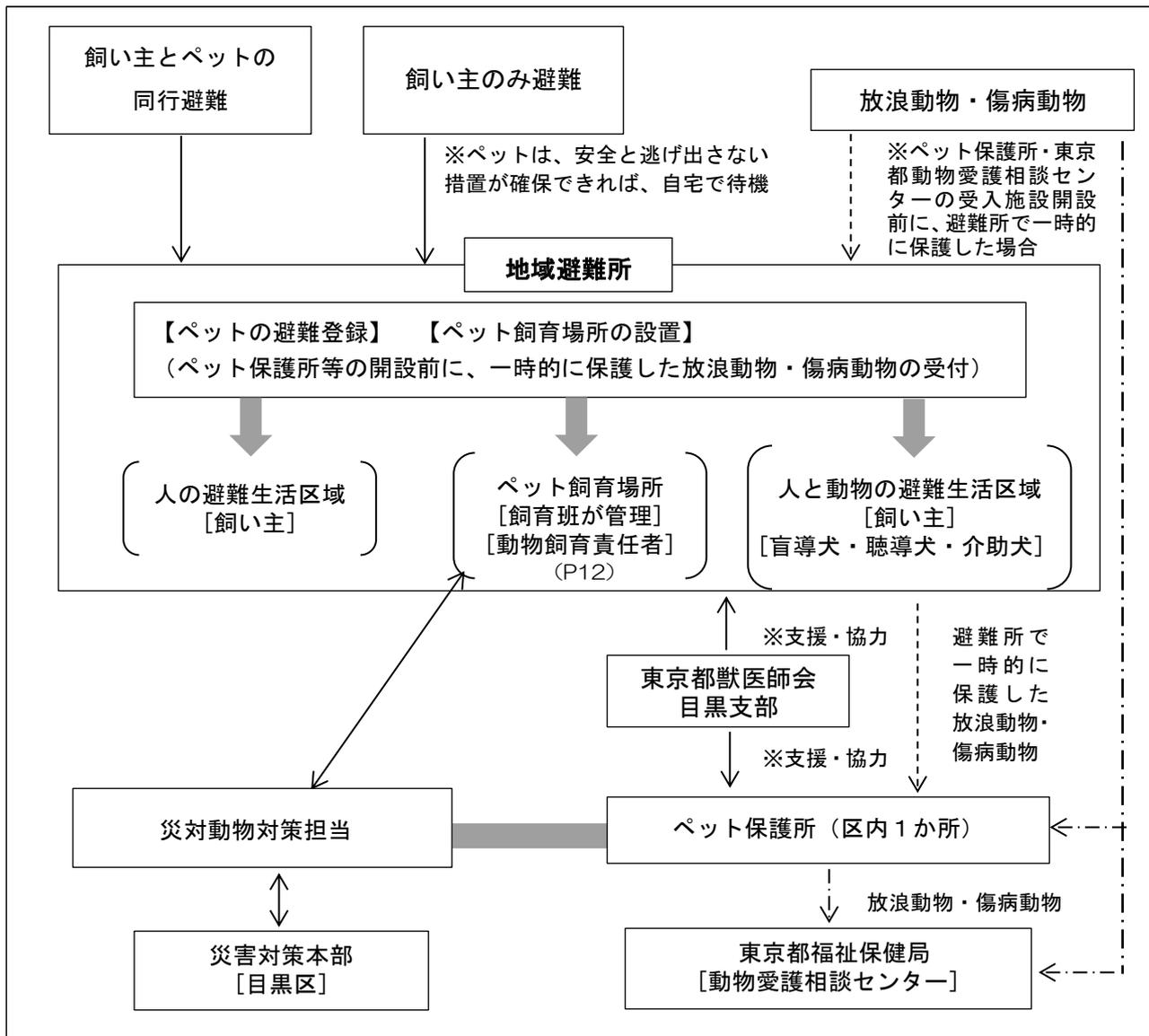
*該当する□にチェックを入れて、必要事項を記載してください。

ペット所有者登録カード		避難所名	受付番号	
所有者等記入欄 ペット引取届貼付位置	ふりがな 氏名	住所 (携帯電話) (避難場所)	目黒区 携帯電話 ()	
	動物種類	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> ウサギ <input type="checkbox"/> 鳥 <input type="checkbox"/> ネズミ類 (ハムスター等含) <input type="checkbox"/> その他 ()	種類 <input type="checkbox"/> 補助犬の場合はここにチェック	
	性別等	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス <input type="checkbox"/> 不妊・去勢手術済み	毛色 (複数可) <input type="checkbox"/> 白 <input type="checkbox"/> 黒 <input type="checkbox"/> 茶 <input type="checkbox"/> 灰 <input type="checkbox"/> 薄茶 <input type="checkbox"/> クリーム <input type="checkbox"/> キジトラ <input type="checkbox"/> サバトラ <input type="checkbox"/> チャトラ <input type="checkbox"/> 三毛 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	首輪等 <input type="checkbox"/> 何もなし	<input type="checkbox"/> 首輪有 <input type="checkbox"/> 足環有 <input type="checkbox"/> 迷子札有 (色・材質など) <input type="checkbox"/> (犬) 鑑札有 <input type="checkbox"/> 注射済票有	特徴	
	ペット名前	避難所内保護方法 ケージ・つな・他() (キャリーバッグ)	健康状態 状態 ()	
	犬のみ 登録番号	<input type="checkbox"/> 登録有・番号不明 <input type="checkbox"/> 未登録	本年度の狂犬病予防注射 <input type="checkbox"/> 注射済み (注射済票No.) ※接種済証明書の場合 (接種年月日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 未接種 ※後日接種したら下段記入 月 日 (動物病院名) <input type="checkbox"/> その他 ()	
	備考			
	入所月日	月 日 担当	退所月日	月 日 担当
	特記事項			
	受付者記入欄			

※本登録カードに記載いただいた個人情報は、災害発生等の非常時において、目黒区が設置した避難所及び動物保護所等の円滑な管理運営のために目黒区、各避難所運営協議会、避難所運営本部及び東京都獣医師会目黒支部において適切に使用し、それ以外の目的では使用いたしません。本登録カードに氏名及び住所をご記入いただいた方は、上記による個人情報の提供に同意したものとします。

ファイルに保管

< 参考 1 > [地域避難所 関係図]



< 参考 2 > [関係団体等の支援・協力]

※各団体への協力依頼は災対動物対策担当を通して行います。

□ 東京都獣医師会目黒支部

平成20年2月に締結した災害時における動物救護活動に関する協定に基づき、ペット飼育場所等における傷病動物の救護及び搬送等について支援を受けます。

- ①負傷した動物の応急手当に関する事
- ②被災した動物の保護及び管理に関する事
- ③被災した動物に関する情報の収集及び提供に関する事
- ④動物の死亡の確認に関する事

□ その他協力団体等

飼育、施設管理、保護及び物資の無償提供等に対する支援を受けます。

- ①緊急災害時動物救援本部<(公社)東京都獣医師会、(公財)日本動物愛護協会、(公社)日本動物福祉協会、(公社)日本愛玩動物協会、(社)東京都家庭動物愛護協会等の団体による救援組織>からの支援(東京都を通じて要請)
- ②区内事業者(食料・避難場所等)及び個人ボランティア等による支援

地域避難所におけるペット飼育ルール(例)

- 1 避難所では人の生活が優先です。ペットを飼っていない人に配慮した飼育を心がけてください。
- 2 避難所に入所できる動物は、犬、猫、ウサギ、小鳥、ハムスター等の小動物に限ります。
*人に危害を与える恐れのある危険な動物や大型の動物、特別な管理が必要な動物等は受け入れることはできません。
- 3 避難所では、人とペットの生活の場所を分離します。ただし、補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）を除きます。
- 4 ペットの飼育管理は飼い主が責任を持って行います。飼育に必要な資材（ケージ、キャリーバッグ、リード等）や当面の食料は、原則として飼い主が用意します。
- 5 飼い主は飼育班を編成し、協力してペット飼育場所の管理運営及びペットの飼育管理にかかる次の作業を行います。また、飼育班の代表として、動物飼育責任者を選定します。
 - ①飼育場所の設営
 - ②ペットの受付・退所等の手続、災害対策本部への連絡・報告等
 - ③飼育に必要な共同作業（飼育場所及び周辺の清掃・消毒、廃棄物・汚物の処理及び集積場所の清掃・消毒、救援物資（ペットフード、資材、日用品等）の搬入・集積・仕分け・配分、その他の必要な作業）
*「ペット」には、保護された飼い主不明の放浪動物や傷病動物で、区のペット保護所に引き継ぐまでの一時保護中の動物を含みます。
- 6 飼い主は、ペット等の健康状態の把握、体調管理に気を配り、異変がある時は早期に獣医師に相談するよう努めます。
- 7 飼い主は、避難所内の決められた場所でペットをケージ又はキャリーバッグに収容するか、綱やリードで支柱につなぎ留めて飼育します。また、首輪に名札（犬は鑑札、狂犬病予防注射済票も）を装着するほか、ケージに飼い主の氏名・居場所等を明示した名札を付けます。
- 8 ペットの散歩や運動の際は、必ずリードを付け、かみつきの事故が起きないように努めます。また、鳴き声等で他の避難者に迷惑をかけないように、場所や時間帯（早朝・深夜を避ける）に配慮します。
- 9 ペットの給餌・給水は決められた時間に行い、余った餌は必ず後始末をして、飼育場所と周辺を清潔に保ちます。
- 10 ブラッシングは被毛が飛ばないように周囲に配慮して行い、ブラッシング後の後始末は、飼い主が責任をもって行います。
- 11 ペットの排泄は特定の場所でさせ、飼い主の責任によりきちんとフン尿の後始末をします。
- 12 病気やケガでペットの世話ができない飼い主がいる場合は、飼育班が協力して飼育します。
- 13 ペットに関するトラブルは飼い主及び関係者間で解決し、苦情には速やかに対応します。
- 14 飼い主は、避難所運営協議会（又は避難所運営本部）等及び区職員（災対動物対策担当など）と適宜必要事項を協議し、決定した事項に協力します。

目黒区ペット防災の手引き～災害時における地域避難所のペット受入れガイドライン～

発行：目黒区 令和2年3月31日発行

編集：目黒区健康推進部生活衛生課、危機管理室防災課

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号（電話）03-3715-1111（代表）

印刷所：東京コロニー

主要印刷物番号

31-51号

※地域防災計画の改定等により、内容が変更になる場合があります。